

## 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## 後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養費とは、令和 6 年度診療報酬改定により令和 6 年 10 月から導入される制度です。

患者さんの希望により後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)を処方した場合に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額 4 分の 1 に相当する金額を選定療養費(自己負担)として患者さんにご負担いただく制度です。詳しくは後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)をご確認ください。

## 後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。  
ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

## **後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進について**

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品を積極的に採用しております。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品・バイオ後続品になることがあります。ご理解賜りますよう宜しくお願ひいたします。

## **医療情報取得加算について**

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

## **医療 DX 推進体制整備加算について**

オンライン請求を行っております。

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。

電子処方箋を発行する体制については、現在導入に向けて検討中でございます。

電子カルテ情報共有サービスを導入及び活用する体制については、現在検討中でございます。

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。

質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

## **在宅医療 DX 情報活用加算について**

オンライン資格確認を行う体制を有しております。

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。

電子処方箋を発行する体制については、現在導入に向けて検討中でございます。

電子カルテ情報共有サービスを導入及び活用する体制については、現在検討中でございます。

## コンタクトレンズ検査料について

- ・検査料の区分 : コンタクトレンズ検査料1
- ・初診料の点数 : 291点
- ・再診料の点数 : 75点
- ・検査料の点数 : 200点
- ・診療医の氏名 : 平林 優子 眼科診療経験 : 30年
- ・診療医の氏名 : 趙 晃国 眼科診療経験 : 28年

※当該保険医療機関又は当該保健医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者様について、当該検査料を算定した場合は初診料を算定せず再診料を算定します。

上記詳細については、ご遠慮なく受付までお問い合わせください。

※算定開始年月日:平成21年3月1日

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。